

## 米原市障がい者計画等審議会委員 公募要領

米原市では、「インクルージョン・障がいの社会モデル」等の考え方を基本理念に「米原市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいのあるなしにかかわらず、地域や家庭で自立した暮らしができるまちづくりに取り組んでいます。このたび、次期計画策定に係る審議会委員のうち公募委員の募集を行います。

### 募集人員

- ・公募による委員は、2名以内とします。

### 任期

- ・任期は、委嘱の日から令和11年6月30日まで

### 報酬

- ・会議1回の出席につき5,000円

### <公募資格>

令和8年7月1日現在において年齢が満20歳以上で、米原市に在住している方とします。ただし、市の他の審議会等の委員に2以上就いている場合は、委員となるできません。

### <公募期間>

令和8年6月1日(月)から令和8年6月15日(月)まで(15日必着)

### <応募方法>

米原市障がい者計画等審議会委員公募申込書(別記様式)を米原市役所健康福祉部障がい福祉課へ提出してください。

なお、委員に選任された方は、氏名等を公表します。

申込書に記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。

### <申込書の配布場所>

申込書は、以下の場所等にて配布します。

- (1) 米原市役所健康福祉部障がい福祉課(米原市役所 本庁舎)
- (2) 市公式ウェブサイト

### ＜申込書の提出先・提出方法＞

申込書は、次のところへ提出して下さい。なお、提出方法は、持参、郵送、FAXのいずれかをお願いします。

(提出先) 米原市役所健康福祉部障がい福祉課 (米原市役所 本庁舎)
住 所 〒521-8501
米原市米原1016番地
電話番号 0749-53-5123
F A X 0749-53-5119

持参による申込みは、公募期間中の平日午前9時00分から午後4時45分までとし、郵送、FAXでの提出については、公募期間終了日の午後5時15分までに到着した申し込みのみを有効とします。

### ＜選考・通知＞

委員の選考については、選考委員会において行います。申込内容を総合的に判断し審査します。面接審査を開催する際には、別途お知らせします。

選考結果については、応募者の方へ令和8年6月末頃に通知いたします。

### ＜お問い合わせ＞

米原市役所健康福祉部障がい福祉課

(米原市役所 本庁舎)

電話番号 0749-53-5123

F A X 0749-53-5123

令和 年 月 日

米原市障がい者計画等審議会委員公募申込書

米原市長 様

米原市障がい者計画等審議会の公募委員に応募したいので、以下のとおり申し込みます。

申 込 者	ふりがな 氏 名			
	年 齢	歳 (令和8年7月1日現在)	性別	男 ・ 女
	住 所	〒 — 電話( — — )		
	職 業	(勤務先・学校名もあわせて記入してください)		
応 募 の 動 機 (今回応募した理由、委員としてやりたいこと等を記入してください。)				
意 見<任意> (米原市の障がい福祉施策を進めるにあたっての意見・考え方を記入してください。)				
その他特記事項 (参考となる職歴、公職歴、資格等があれば、記載してください。)				

(注) 1 委員選任後、その者の氏名等に関して公表します。

2 記載いただいた個人情報、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。